

令和8年度 ものづくり産地連携体制構築支援事業補助金 事業募集のお知らせ

1 事業趣旨

本事業では、地場産業や伝統工芸品産業の収益性強化を図るため、他の産地や異業種と連携して取り組む販路開拓や商品開発、生産性向上につながる活動の創出を支援します。

2 事業概要

補助対象者 (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業協同組合等 ・ 伝統的工芸品産地組合、伝統工芸品を製造する中小企業者 ・ 商工会議所、商工会、産業支援団体 <p>※複数の補助対象者が連携して実施する場合は、1者を代表申請者として、当該申請者が補助金交付に係る手続きを行っていただきます。</p> <p>※パートナーシップ構築宣言への登録が要件となります。</p>
補助対象事業	<p>上記の補助対象者が、他の産地組合や異業種と連携して実施する、新商品開発や販路開拓、生産性向上に資する事業</p>
補助率 補助上限	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助率：2／3以内 ・ 補助上限額：連携に参加する補助対象者1者につき2,666千円以内
事業期間	<p>交付決定の日から令和9年2月28日まで</p> <p>※交付決定日より前に着手した事業は対象となりません。</p>

※詳しくは「ものづくり産地連携体制構築支援事業補助金 交付要綱「別記：交付基準」」をご確認ください。

3 想定事例

ア 産地間連携

- ・ 複数の繊維産地組合が連携し、高品質・高付加価値のメイドイン新潟ブランドを構築
- ・ 複数の伝統工芸品組合が、連携して販路開拓イベントを開催

イ 異業種連携】

- ・ 伝統工芸×文化団体
 - 伝統工芸品事業者が、文化活動団体の公演と連携してPR活動に取り組むことで、日本文化に興味を持つ客層を狙った販促活動を展開
- ・ 繊維産地×アパレルブランド、小売事業者
 - 繊維産地組合がアパレルブランドと共同で商品開発や産地PRを実施

4 補助対象経費

経費区分	内 容
謝 金	アドバイザーなどの謝金
旅 費	アテンド職員旅費、アドバイザーなどの費用弁償旅費等
会場借上料	展示会などの会場賃借料、ブース賃借料等
会場整備費	上記に係る会場設営費、装飾費及び関連委託料
通信運搬費	電話料、運送料、発送料等
印刷製本費	チラシ、ポスター、DM等の作成費
試作改良費	新製品等の開発に係る経費
委 託 費	ホームページやECサイト、意匠等の制作委託経費等
消耗品費	取得価格5万円以内の消耗品 (5万円を超えるものは補助対象外)
設備・備品借上料	機械設備、事務用機器の借上料
臨時職員給与費	展示会などにおけるアルバイト賃金
その他特に必要と認める経費	内容については事前に協議すること

※上記の補助対象経費は例示であり、異業種連携や同業他産地連携による効果的な取組につながる経費であれば特に用途を限定しませんが、既存従業員の人件費充当、販売会の実施に伴う値引き相当額への充当、生産用機械設備の購入費等のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費は補助対象外とします。

5 応募手続きの概要

(1) 事業提案

事前に実施事業の概要等を下記7へ連絡願います。

[提出書類]

ア「ものづくり産地連携体制構築支援事業補助金交付要綱」に定める別記第1号様式のうち

別紙1「ものづくり産地連携体制構築支援事業実施計画書」

イ補助事業の参加事業者に係るパートナーシップ構築宣言書の写し

なお、その他必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

(2) 評価・審査、申請手続き（6 補助事業採択等の流れ 参照）

提出された事業計画書は、外部有識者等で構成される審査会において、次の視点により採否を決定し、通知します。

[審査の視点]

事業効果を高める工夫を凝らした新しい取組や、時勢を捉えた取組を優先的に支援します。

- 目標（目標利益率、その他期待される成果や効果の内容）
- 事業の必要性・自走性・将来性
- 取組内容と目的達成のための工夫
- 産地や事業者への波及効果

(3) 採択後の手続きについて

採択となった事業提案者につきましては、別途指示する期限までに要綱に基づく補助金交付申請書を提出していただきます。

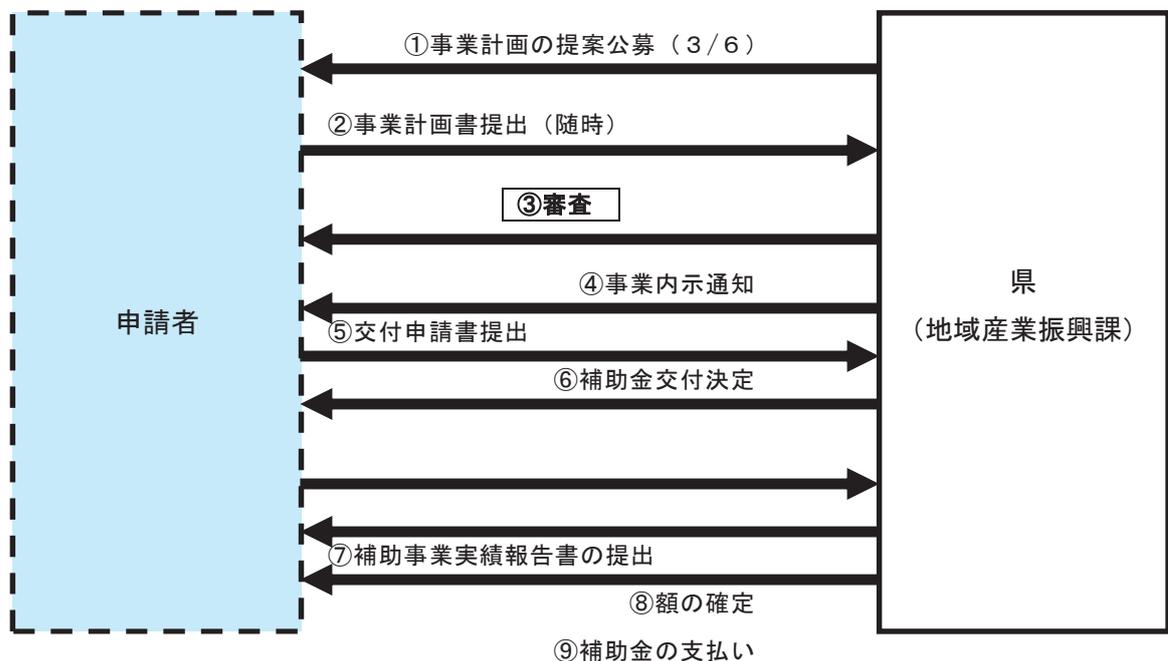
なお、補助金交付申請書の審査後、交付決定通知を送付しますが、この交付決定日より前に着手した事業は補助対象外となります。

(4) その他

補助金の交付決定を受けた場合は、以下の遵守義務が発生します。

- ア 補助事業の内容を変更しようとする場合は事前に承認を得ること。
- イ 事業の中止や廃止は真にやむを得ない場合以外は認められないこと
- ウ 事業完了後、決められた期限内に実績報告書を提出すること。
- エ 事業に係る支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

6 補助事業採択等の流れ



7 お問い合わせ、事業計画書等の提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
 新潟県 産業労働部 地域産業振興課 地場産業・日本酒振興室
 TEL 025-280-5243
 E-mail ngt050100@pref.niigata.lg.jp